

建交労・京王新労組、争議全面解決にあたっての声明

建交労東京都本部および京王新労組（バス関連）支部は、差別攻撃に対して不当労働行為救済を求めたたたかいを進めてきたが、2023年2月24日、東京都労働委員会（都労委）において、京王電鉄及び電鉄バス（会社）との間で、係争中の争議を全面解決する合意を成立させた。

〔争議の経緯〕

京王新労組は、2001年11月、京王電鉄がバス部門を分社化し、バス乗務員の賃金など労働条件を大幅に改悪することに反対の労働者によって結成されたが、会社が京王新労組組合員全員を一時金不支給にし、自宅待機にするなど職場から排除する攻撃を行ったため争議となった。2005年に全員を職場復帰させる全面解決を勝ちとったが、会社は新たな査定制度をつくって職場に戻った組合員を賃金・昇格で差別するなどの組合攻撃を続けた。

そこで、2009年10月、組合は、都労委に対して、差別是正を求め不当労働行為救済を申し立てた。2013年6月、都労委は、申立の一部を認め任用社員制度について差別是正の命令を交付した。だが賃金・昇格についてはこれを不当労働行為として是正させる救済命令には至らなかった。そのため、中央労働委員会（中労委）、東京地裁での行政訴訟へと係争が継続されることとなった。

中労委では会社の職制が後任者への引継ぎ文書において、京王新労組に対して「許されるなら中央線の線路に突き落としてください」という、あり得べからざる記載を残すなど、組合に対する激しい敵意が暴露され、会社の不当労働行為意思が露骨に示された。

他方、定年後の雇用に関して会社は、京王新労組の佐々木仁委員長らの定年にあわせて雇用延長制度を次々と変更し低賃金でのバス清掃業務に従事させたうえ、さらには65歳での雇い止めを強行するなど差別攻撃を拡大した。組合は、新たな訴訟を提起して差別是正を求め、都労委にも申立を追加して救済命令を求めてきた。訴訟を通じての差別是正は実現しなかったが、都労委では審理ののち和解勧告がされ、今回、争議全面解決を実現するに至った。

〔たたかいと解決〕

組合は、労働委員会や裁判の手続きを通じて、差別を是正し、労働者の働く権利と団結権の実現を訴え続けるとともに、職場においても、バス労働者の長時間労働や交替制勤務、低賃金など苛酷な労働条件を改善し、働く者の生活と健康を守る活動に取り組んできた。支援共闘会議も、組合とともに会社に対する総行動や要請行動、街頭などでの宣伝活動にも取り組み、地域・産別の労働組合をはじめ、多くの労働者に運動を広げ、バスの安全な運行を願う市民のなかにも理解と支援を呼びかけてきた。

このようなたたかいを通じて、今回の全面解決に至ったものである。個々の組合員の差別是正を実現するには至らなかったものの、組合と会社との間で労働協約を締結して安定した労使関係を実現することにより、良好な職場環境を確保し労働条件の維持・向上を図るという労働組合の存在意義を実現するものとなっている。しかも、雇用の安定と働く者の健康の保持・向上を達成することについては、労使ともに努力することが確認された。

全面解決を踏まえて、組合は、引き続きバス労働者の生活と健康を守るたたかいを進め、争議を支援していただいた市民、労働者・労働組合とともに、働く者の権利拡大、労働条件向上を実現するための取り組みをいっそう強化する決意を固め声明とする。

2023年3月27日

建交労・京王新労組支援共闘会議
全日本建設交運一般労働組合東京都本部
同 京王新労組（バス関連）支部
京王新労差別事件弁護団